

重 要

会員各位

平成21年5月吉日
(株)シーエーエー

書類細則一部変更のご案内

いつもシーエーエーをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度シーエーエーでは、書類細則の「継続検査用納税証明書」の提出期限および「自動車税未納ペナルティ」について、会員様の利便性向上を目指し現状に即した見直しを行い、下記のとおり変更・追加することとなりました。

本年6月2日以降、新ルールをご理解いただきご参加いただきますようお願い申し上げます。

今後も CAA は、会員サービスの向上に取り組んでまいりますので、ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 落札店から「継続検査用納税証明書」の依頼があった場合の提出期限変更

現行	変更
CAAからの連絡日含む <u>10日以内</u>	CAA通知日を含む <u>7日以内</u>

(車検満了日が翌月末までのものを対象とし、自動車税納付期限内は除く)

2. 自動車税未納ペナルティの追加

- ◎自動車税の未納が発覚した場合、出品店は
通知日含む7日以内に継続検査用納税証明書を提出すること。
- ◎出品店が提出期限を超えた場合は、落札店にペナルティ1万円を支払う。
以後7日遅延毎に1万円加算する。
- ◎自動車税未納が発覚した場合、落札店はCAAに連絡後の代理納付を可能とします。
(自動車税納付期限内は除く)

お問合せは、(株)シーエーエー各会場《書類チーム》まで

【中部会場】 TEL:0565-29-1100 ガイダンス①

【東京会場】 TEL:04-7160-6000 ガイダンス②

【岐阜会場】 TEL:058-391-0001 ガイダンス②

【東北会場】 TEL:019-672-5100

以上